

## 日本福祉大学全学協議会規程

（目的）

**第1条** 日本福祉大学（以下、「大学」という。）に関する全学的な重要事項について協議するため日本福祉大学全学協議会（以下、「全学協議会」という。）を設置する、

（構成）

**第2条** 全学協議会は、学長、大学評議会、職員会議、教職員組合、美浜キャンパス学生自治会、半田キャンパス学生会、東海キャンパス学生会、院生自治会ならびに理事会で構成する。

（議長）

**第3条** 全学協議会の議長は学長が務める。

（招集・運営）

**第4条** 全学協議会は、議長が招集し運営にあたる。

2 全学協議会は、構成員の何れかの要請があればすみやかに開催しなければならない。

3 全学協議会構成員の何れかの要請があれば、協議する事項に応じて、関係する全学協議会構成員による個別協議会を開催することができる。この個別協議会の議長及び運営は、関係する構成員で協議・確認し、全学協議会議長に報告する。

（協議事項）

**第5条** 全学協議会が協議する事項はつぎの通りとする。

- (1) 大学の長期計画に関する事項
- (2) その他大学の基本方針に関する全学的な重要事項
- (3) 全学協議会構成員から要請があった全学的な重要事項

（規程の所管課室）

**第6条** 本規程の所管課室は、学務課とする。

（規程の改廃）

**第7条** 本規程の改廃は、全学協議会において審議し、決定する。

### 附 則

- 1 この規程は、昭和62年11月24日より施行する。
- 2 この規程は、1993年4月1日より一部改正施行する。
- 3 この規程は、1996年4月1日より一部改正施行する。
- 4 この規程は、2004年4月1日より一部改正施行する。
- 5 この規程は、2009年4月1日より一部改正施行する。

- 6 この規程は、2011年4月1日より一部改正施行する。
- 7 この規程は、2013年1月1日より一部改正施行する。
- 8 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 9 本規程は、2017年4月1日から改正施行する。
- 10 本規程は、2019年4月1日から改正施行する。